

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【告示】

- 岡山県土木関係手数料徴収条例に基づき知事が定める建築物エネルギー消費性能基準等の一部改正
(県例規集登載)

建築指導課

- 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請

環境管理課

- 指定障害児通所支援事業者の指定

指導監査室

- 指定居宅サービスの事業の廃止

道路整備課

- 道路の区域変更

会計課

- 岡山県収入証紙売りさばき人の指定の取消し

耕地課

- 県営土地改良事業変更計画の縦覧

監理課

- 基本測量の実施

建築指導課

- 公共測量の終了

〃

【人事委員会】

- 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則
(県例規集登載)

人事委員会

【教育委員会】

- 博物館の変更登録

教育委員会

【公安委員会】

- 岡山県警察組織規則の一部を改正する規則

警務課

【海区漁業調整委員会】

- 岡山海区漁業調整委員会公聴会の開催
- 第五百四十一回岡山海区漁業調整委員会の開催

海区漁業調整委員会

〃

◎岡山県告示第九十五号

岡山県土木関係手数料徴収条例に基づき知事が定める建築物エネルギー消費性能基準等（平成二十八年岡山県告示第七十二号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第二条中「（一戸建ての住宅以外においては等級5）」を削る。

第四条の見出し中「及び第百五号イ」を削り、同条中「及び第百五号イ」及び「（一戸建ての住宅以外の住宅においては等級5）」を削る。

第五条第四号中「（一戸建ての住宅以外の住宅においては等級4又は等級5）」を削る。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第九十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
名称 岡山県
住所 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号
氏名 岡山県知事 伊原木隆太
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 岡山県農林水産総合センター水産研究所
所在地 岡山県瀬戸内市鹿忍6641番6

令和5年3月7日 岡山県公報 第12478号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		変 更 前		変 更 後	
種	類	71の2-イ 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設 (No.25)		71の2-イ 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設 (No.10)		71の2-イ 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設 (No.10)	
能	力	大皿640枚/時		400L/分		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後直ちに		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後直ちに		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続8時間		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0.05	0.5	0.1	1	0.05	0.5
	p H	5~9		同左		同左	
	C O D (mg/L)	5	10				
	S S (mg/L)	10	50				
	油 分 (mg/L)	-	-				
	T-N (mg/L)	1	7				
	T-P (mg/L)	0.1	1.3				
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-				
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	ND	ND				

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

令和5年3月7日 岡山県公報 第12478号

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和5年3月7日から同月28日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び瀬戸内市役所

令和5年3月7日 岡山県公報 第12478号

◎岡山県告示第九十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和五年三月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

重度障害支援センターすまいるキッズ

2 所在地

笠岡市大河七九六番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人すまいるネットワーク

2 主たる事務所の所在地

笠岡市神島四九五九番地

三 指定年月日

令和五年三月一日

四 事業所番号

三三五〇五〇〇一一六

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス

令和5年3月7日 岡山県公報 第12478号

◎岡山県告示第九十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年三月七日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーション総社中央

2 所在地

岡山県総社市中央四丁目一―一四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社清音金型製作所

2 所在地

岡山県総社市清音上中島二〇八番地三

三 廃止の届出を受理した年月日

令和五年二月二十七日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇〇八九二

五 サービスの種類

訪問介護

令和5年3月7日 岡山県公報 第12478号

◎岡山県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年三月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 小山桑上線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
津山市福田下字小虬五八五番二地先から 津山市里公文字桧森一八九三番二地先ま で	新	六・一 九・二	一 二六・五
津山市福田下字小虬五八五番二地先から 津山市里公文字桧森一八九三番二地先ま で	旧	五・二 九・二	一 二六・五

令和5年3月7日 岡山県公報 第12478号

◎岡山県告示第百号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十三条の規定により、令和五年二月二十八日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。
令和五年三月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

所在地	名称及び代表者の氏名	売りさばき場所
岡山市東区瀬戸町光明谷一九五	晴れの国岡山農業協同組合 瀬戸支店 支店長 中原 治己	岡山市東区瀬戸町光明谷一九五
赤磐市下市一〇	晴れの国岡山農業協同組合 山陽支店 支店長 小山 剛	赤磐市下市一〇
赤磐市町苅田一三〇一	晴れの国岡山農業協同組合 赤坂支店 支店長 原田 俊治	赤磐市町苅田一三〇一
赤磐市松木六三二	晴れの国岡山農業協同組合 熊山支店 支店長 松田 昭枝	赤磐市松木六三二
赤磐市福田五〇〇	晴れの国岡山農業協同組合 赤磐吉井支店 支店長 幡上 幸司	赤磐市福田五〇〇
備前市伊部一三二一八	晴れの国岡山農業協同組合 備前支店 支店長 関本 真一	備前市伊部一三二一八

令和5年3月7日 岡山県公報 第12478号

〔九六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、
県営土地改良事業（経営体育成基盤整備 斎富・南方地区）計画を変更したので、関係
書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和五年三月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（経営体育成基盤整備 斎富・南方地区）変更計画書

二 縦覧の期間

令和五年三月七日から同月二十八日まで

三 縦覧の場所

赤磐市役所

令和5年3月7日 岡山県公報 第12478号

〔九七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。

令和五年三月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	岡山市北区、同市南区、倉敷市、津山市、笠岡市、高梁市、新見市、瀬戸内市、真庭市、美作市、和气郡和气町、真庭郡新庄村、苫田郡鏡野町及び久米郡美咲町地内
測量の種類	基本測量（電子基準点測量）
測量期間	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

令和5年3月7日 岡山県公報 第12478号

〔九八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年三月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	終了年月日
倉敷市真備町辻田 地内、真備町有井 地内	公共測量（基準点測量）	令和五年二月十四日
総社市富原地内、 下原地内	公共測量（基準点測量）	令和五年二月二十日

〔九九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年三月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町地頭下三六五―二、三六七―一、三六八―一、三六八―二、三六九、三七〇、三七一、三七二、三七三、三七四、三七五―一、三七六―一、三七七、三七八―一、三七八―二、三七九、三八〇、三八一―一、三八二―一、三八三、三八四、三八五、三八六―一、三八六―二、三八七、三八八、三八九―一、三八九―二、三九〇―一、三九一―一、三六七―一地先から三九一―一地先まで道、三六八―一地先から三八二―一地先まで道、三七三地先から三七八―二地先まで道、三六五―二地先水路、三七九地先から三八一―一地先まで水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

大阪府吹田市芳野町七―九

株式会社H I ― L I N E

代表取締役 才野 浩一

三 許可年月日及び許可番号

令和五年二月七日岡山県指令建指第四四五号

〔一〇〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和五年三月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町地頭下三六五―二、三六七―一、三六八―一、三六八―二、三六九、三七〇、三七一、三七二、三七三、三七四、三七五―一、三七六―一、三七七、三七八―一、三七八―二、三七九、三八〇、三八一―一、三八二―一、三八三、三八四、三八五、三八六―一、三八六―二、三八七、三八八、三八九―一、三八九―二、三九〇―一、三九一―一、三六七―一地先から三九一―一地先まで道、三六八―一地先から三八二―一地先まで道、三七三地先から三七八―二地先まで道、三六五―二地先水路、三七九地先から三八一―一地先まで水路

二 公共施設の種類

道路、緑地、水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

大阪府吹田市芳野町七―九

株式会社H I ― L I N E

代表取締役 才野 浩一

五 許可年月日及び許可番号

令和五年二月七日岡山県指令建指第四四五号

令和5年3月7日 岡山県公報 第12478号

◎岡山県人事委員会規則第二十四号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和五年三月七日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和三十五年岡山県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三級地の項中

笠岡警察署真鍋島駐在所	笠岡市真鍋島
-------------	--------

を

笠岡警察署真鍋島駐在所	笠岡市真鍋島
北木島駐在所	北木島町
高梁警察署平川駐在所	高梁市備中町平川

に改め、同

表の二級地の項中

笠岡警察署白石島駐在所	笠岡市白石島
北木島駐在所	北木島町
高梁警察署宇治駐在所	高梁市宇治町宇治
平川駐在所	備中町平川

を

笠岡警察署白石島駐在所	笠岡市白石島
高梁警察署宇治駐在所	高梁市宇治町宇治

に、

上齋原駐在所	上齋原
--------	-----

を

上齋原駐在所	上齋原
美作警察署東栗倉駐在所	美作市東青野

に改め、同

表の一級地の項中

高梁警察署坂本駐在所	高梁市成羽町坂本
------------	----------

を

高梁警察署田原駐在所	高梁市成羽町布寄
坂本駐在所	坂本

に、

美作警察署東栗倉駐在所	美作市東青野
-------------	--------

を

令和5年3月7日 岡山県公報 第12478号

別表第二中

美作警察署大吉駐在所
〃 西栗倉駐在所

美作市壬生
英田郡西栗倉村長尾

に改める。

〃 田原駐在所
新見警察署土橋駐在所

〃 成羽町布寄
新見市土橋

新見警察署土橋駐在所
美作警察署栗井駐在所

新見市土橋
美作市小野

に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会公告

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十三条第二項の規定により、井原市立田中美術館に係る登録事項を次のとおり変更登録した。

令和五年三月七日

岡山県教育委員会

一 変更事項

博物館の名称

変更前 井原市立田中美術館

変更後 井原市立平櫛田中美術館

二 変更登録の年月日

令和五年二月二十七日

◎岡山県公安委員会規則第五号

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月七日

岡山県公安委員会

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則

岡山県警察組織規則（昭和二十九年岡山県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第六号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 警衛対策課

第一条の二第十五号中「警衛警備対策室、」を削る。

第四十条第二項を削り、同条第三項中「第一項第七号（）」を「前項第七号（G7倉敷労働雇用大臣会合に係る）」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条の次に次の一条を加える。

（警衛対策課）

第四十条の二 警衛対策課においては、第七十四回全国植樹祭の開催に伴う警衛に係る企画及び実施に関する事務をつかさどる。

附 則

この規則は、令和五年三月十六日から施行する。

◎岡山海区漁業調整委員会公示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十四条第五項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、住所、氏名、職業（漁業者の場合は、従事する漁業）、利害関係を有する理由及び意見の概要を令和五年三月十七日までに書面をもって、当委員会事務局（岡山市北区内山下二丁目四番六号岡山県庁内）へ提出すること。

また、漁場計画案は、当委員会事務局、関係市役所及び関係漁業協同組合に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和五年三月七日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 日時

令和五年三月二十四日（金）

午後二時から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリティまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 案件 海面共同漁業権一斉切替に係る漁場計画案について

◎岡山海区漁業調整委員会公示第四号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百四十一回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和五年三月七日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 日時

令和五年三月二十四日（金）

午後二時十分から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリテイまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 公聴会の意見とりまとめについて

第二号議案 海面共同漁業権漁場計画の承認について

第三号議案 海面区画漁業権漁場計画の作成について